

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等において、政府から市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに唐津市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、市の区域内での国民保護の総合的な推進を図ることになる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、市は、政府からの市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが予想される。そこで、市における、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制(緊急事態情報連絡室等)について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態情報連絡室の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合

- ア 状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合
- イ 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合
- ウ 他の都道府県(九州・中国・四国地方の各県を除く)に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合(自動設置)
- エ その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処に備えるための情報収集
- イ 県等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部(災害情報連絡室)

(4) 主要活動内容

ア 情報収集

- (ア) 武力攻撃等の兆候に関する情報
- (イ) 被害発生のおそれに関する情報
- (ウ) 政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）の状況

イ 連絡調整

- (ア) 各市民センター、県及び関係機関等との連絡調整

ウ 緊急事態情報連絡室長が命じた事項等

(5) 所掌事務等

ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第1警戒）と同様

(7) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態情報連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態情報連絡室は廃止する。

《参考事項》

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合

- ア 状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど、事態発生により迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
- イ 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、市内に被害が発生するおそれがある場合
- ウ 市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合
- エ 中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）
- オ その他、総務部長（不在時総務部副部長）が必要と認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処に備えるための情報収集
- イ 県等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部（災害情報連絡室）に設置する。

(4) 主要活動内容

- ア 情報収集
 - (ア) 武力攻撃等の兆候に関する事項

- (イ) 被害発生のおそれに関する情報
- (ロ) 対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況
- イ 警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項
- エ 連絡調整
 - 県及び関係機関等との連絡調整
- オ 緊急事態警戒本部長が命じた事項

(5) 所掌事務等

- ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

なお、緊急事態情報連絡室又から緊急事態警戒本部に移行した場合は、緊急事態対策本部を設置した同時刻をもって、緊急事態情報連絡室を廃止する。
- イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様

(7) 緊急事態警戒本部会議

緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに災害対策本部において、緊急事態警戒本部会議を開催する。

ア 緊急事態警戒本部会議の構成

緊急事態警戒本部会議は、総務対策部長を本部長とし、次の者をもって構成する。

構 成 員 (基 準)	
総務対策部長 (本部長)	教育対策副部長
政策対策副部長	各対策支部副支部長
財務対策副部長	消防対策副部長 (副消防長)
市民環境対策副部長	ボートレース対策副部長
保健福祉対策副部長	総務課長
農林水産対策副部長	危機管理防災課長
経済対策副部長	財政課長
地域交流対策副部長	広聴広報課長

都市整備対策副部長	※県、関係機関等からの派遣職員、及びその他本部長が必要と認めた者
上下水道対策副部長	

イ 緊急事態警戒本部会議の運営

緊急事態警戒本部会議は、緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、総務対策部長（本部長）の判断により、必要に応じ開催する。

(8) 対策本部への移行

緊急事態警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。

3 事態認定前における緊急事態対策本部の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合

- ア 状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合
- イ 市・県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合
- ウ 九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）
- エ その他、市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））が必要と認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処
- イ 情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃等に対する適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部（災害情報連絡室）

(4) 主要活動内容

ア 被災者の救難、救助、保護

イ 国、県、関係機関との連携

ウ 情報収集

(ア) 武力攻撃等状況

(イ) 武力攻撃等災害状況

特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報

・県、関係機関等の緊急事態対策活動状況

エ 警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項

オ 各市民センター、県及び関係機関等との連絡調整

カ 緊急事態対策本部長が命じた事項

(5) 所掌事務等

ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

なお、緊急事態情報連絡室又は緊急事態警戒本部から緊急事態対策本部に移行した場合は、緊急事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態情報連絡室又は緊急事態警戒本部を廃止する。

イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様

(7) 緊急事態対策本部会議

緊急事態対策本部会議の組織の構成

ア 本部長：市長

(本部長に事故があった場合は、副本部長がその職務を代理する)

イ 副本部長：副市長

(本部長職務代理の優先順)

ウ 本部会議の構成

【本部会議の構成員】

構 成 員 (基 準)	
本部長	消防対策部長
副本部長	市民センター長
総務対策部長	議会事務局長
政策対策部長	スポーツ局長
財務対策部長	教育対策部長（教育長、教育部長）
市民環境対策部長	ボートレース対策部長（企業局長、企業局次長）
保健福祉対策部長	総務課長
農林水産対策部長	危機管理防災課長
経済対策部長	財政課長
地域交流対策部長	広聴広報課長
都市整備対策部長	※県、関係機関等からの派遣職員及びその他本部長が必要と認めた者
上下水道対策部長	

(8) 本部会議の開催

- ア 緊急事態対策本部を設置した直後に実施する。
- イ 必要の都度本部長が召集する。
- ウ 本部長は、対策本部会議の議長となる。
- エ 市対策本部長が必要と認めるとき、県の職員その他市職員以外の者の市対策本部への会議出席を要請する。

(9) 対策本部への移行

緊急事態対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策本部は廃止する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順等

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町の指定の通知受領

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び本部関係職員の参集

市対策本部担当者は、各対策部長、職員等に対し、別に定める災害発生時の連絡通報体制等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、災害対策本部（災害情報連絡室）に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関等と相互に電話、FAX、電子メール等を用いることができるように、通信手段の状態を確認する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

(ア) 市は、市対策本部が被災し、対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設（優先順）を

①「浜玉市民センター」又は「大手口センタービル」

②「その他の市民センター」とする。

(イ) 市区域外への避難が必要で、市の区域内に対策本部を設置することができない場合には、市対策本部の設置場所について知事と協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市

における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(3) 災害対策基本法等に基づく措置が講じられている場合

市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(4) 市対策本部の組織構成及び分掌事務

市対策本部の組織構成及び各組織の分掌事務は次のとおりとする。

ア 共通事項

対策部等	分掌事務
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査、報告等に関する事項 ・応急対策に関する事項 ・被害復旧に関する事項 ・安全確保に関する事項 ・各対策部、対策支部及び県等との連絡調整に関する事項 ・災害対策本部長が命じた事項 ・避難場所（避難集合施設）の開設、設置、運営に関する事項

イ 各部等が所管する分掌事務

対策部等	分掌事務
総務対策部	<p>【情報総括担当】（危機管理防災課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害等状況の把握に関する事項 ・緊急事態対策本部、現地調整所、緊急事態警戒本部及び緊急事態情報連絡室の設置、運営等及び廃止に関する事項 ・緊急事態対策本部会議等に関する事項 ・関係機関との連絡、調整等に関する事項 ・自衛隊に対する国民保護等派遣の要請 ・気象情報の収集 ・警報等の発令に関する事項 ・避難の指示及び警戒区域の設定及び住民避難に関する事項 ・消防本部との調整等に関する事項 ・災害応急対策、復旧の推進及びこれらに対する総合調整、統制、

対策部等	分掌事務
	<p>連絡に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長の命による各対策部及び各対策支部への指示、統制に関する事項 <p>【情報集約担当】（総務課、情報公開室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務対策部関係及び市域全体の被害のとりまとめ、並びに、被害速報等県、関係機関への報告に関する事項 ・被害情報の収集・整理に関する事項 ・市民の退避及び人命救助に関する総括事項 ・自衛隊の受入に関する事項 ・応急復旧、応急対策及び資材の購入に関する事項 ・各対策部及び対策支部との連絡・調整に関する事項 ・部内の応援に関する事項 ・他の対策部の所掌事務に属しない事項 <p>【動員担当】（人事課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動職員の把握及び職員の配置に関する事項 ・出動職員の事故、損害補償、実費弁償、公務災害給付及び健康管理に関する事項
<p>政策対策部</p>	<p>【情報収集担当】（市政戦略課、市長公室、行政改革課、新市民会館建設推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・本部長、副本部長、国及び県関係者の被災地視察等に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項 <p>【情報基盤・広報担当】（情報政策課、広聴広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の被害調査及び復旧に関する事項 ・被害情報、避難の指示その他の情報の住民に対する伝達及び広報等に関する事項 ・行政放送等による被害情報の提供に関する事項 ・記者発表その他報道機関との連絡及び相互協力に関する事項 ・被害写真の撮影、収集及び記録の作成に関する事項 ・住民からの要望の処理、市民からの相談に関する事項 <p>【公共交通情報担当】（交通政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関（生活路線バス、離島航路）の情報収集に関する

対策部等	分掌事務
	<p>事項</p> <p>【秘書担当】（市長公室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長等の秘書に関する事項
財務対策部	<p>【庁用車配備担当】（公共施設再編・資産活用課、財政課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内自動車の配備及び整備並びに電話施設の整備に関する事項 ・住民避難時における輸送に関する事項 ・市有財産の被害の総括に関する事項 <p>【物品調達担当】（契約管理課、財政課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達に関する事項 ・財政措置に関する事項 ・各対策部との連絡に関する事項
地域交流対策部	<p>【観光業対策担当】（観光文化課、虹の松原室、肥前名護屋城室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者等の安否情報に関する事項 <p>【地域被災状況調査担当】（地域づくり課、移住定住促進課、男女共同参画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における被害情報の収集に関する事項 ・国際交流に伴う外国人の被害調査及び支援に関する事項 <p>【施設管理担当】（観光文化施設課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項
市民環境対策部	<p>【市民総務担当】（市民課、保険年金課、人権・同和対策課、税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民環境対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・市民及び市に在住する外国人等の安否に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項 <p>【防疫・清掃担当】（環境課・環境施設課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫に関する事項 ・火葬に関する事項 ・避難場所（避難集合施設）のゴミ収集に関する事項 ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項
保健福祉対策部	<p>【被災者支援担当】（福祉総務課、こども家庭課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに復旧に関する事項 ・児童等の保護に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設児の安全避難に関する事項 ・所管施設の避難場所（避難集合施設）の管理等に関する事項 ・福祉避難施設（避難集合施設）の管理等に関する事項 ・所管施設における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項 ・生活必需品の配布に関する事項 ・ボランティアに関する事項 【救護・医療担当】（保健医療課、市民病院等） ・県医療関係者の派遣要請に関する事項 ・医療の提供及び助産に関する事項 ・避難住民の健康管理に関する事項 ・医療関係施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 ・診療資材、薬剤の調達及び管理に関する事項 ・患者の避難及び保護に関する事項 ・救護班編成及び出動に関する事項 ・本部との連絡に関する事項 ・入院患者に関する事項 ・本部との連絡に関する事項 【高齢者支援・要介護者支援担当】（高齢者支援課、地域包括支援課） ・高齢者等の援護に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 ・要介護者等の援護に関する事項 【障がい者支援担当】（障がい者支援課、障がい者支援センター） ・身体障がい者（児）、知的障がい者等の援護に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 【生活保護担当】（生活保護課） ・生活保護、行旅病死人及び浮浪者等に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項
<p>農林水産対策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【農業対策担当】（農政課、有害鳥獣対策室、農地林務課） ・農林水産対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・農産物の被害状況調査及び被害対策並びに復旧に関する事項 ・農産物に対する技術応急措置に関する事項 ・農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項 ・農地、農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関する事項 【林業対策担当】（農地林務課） ・林産物の被害状況調査に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林産物に対する技術応急措置に関する事項 ・ 林道及び林業施設の災害対策及び復旧に関する事項 【水産業対策担当】（水産課） ・ 水産物の被害状況調査に関する事項 ・ 水産物に対する技術応急措置に関する事項 ・ 漁港、海岸、堤防の被害状況調査及び復旧に関する事項 ・ 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項 ・ 緊急輸送（漁船）に関する事項
<p>経済対策部</p>	<p>【商工業対策担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光関係の被害のとりまとめ、報告及び復旧に関する事項 ・ バス・トラック等による緊急輸送に関する事項 ・ 食料・飲料水の供給に関する事項 ・ 各対策部の応援に関する事項 ・ 緊急必需物資の価格安定及びこれらに係る広報資料の作成に関する事項
<p>都市整備対策部</p>	<p>【道路河川対策担当】（道路河川管理課、道路維持課、都市計画課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・ 道路、橋梁、河川の被害調査及び復旧に関する事項 ・ 都市ガス事業者への被害調査に関する事項 ・ 市民の安全避難にかかる主要道路（避難道路）の確保に関する事項 ・ 水防管理に関する事項 <p>【道路河川情報収集担当】（みなと振興課、都市計画課、建築住宅課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業協会との連絡調整及び応援要請に関する事項 ・ 労働力の確保及び供給並びに輸送に関する事項 ・ 街路樹、街路灯、公園施設等所管施設の被害調査及び報告に関する事項 ・ 土木関係施設の復旧に関する事項 ・ 被災家屋等の調査に関する事項 ・ 市営住宅の被害調査、報告及び復旧に関する事項 ・ 応急仮設住宅の設置及び住居の斡旋に関する事項
<p>上下水道対策局</p>	<p>【上水道対策担当】（水道工務課、水道浄水課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道対策部の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・ 断水状況の調査及び報告に関する事項 ・ 上水道施設の復旧等に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・断水地域への応急・派遣給水及び飲料水、生活用水の応急給水に関する事項 ・水源の取水停止及び摂取制限に関する事項 ・上水道の安全に関する事項 【下水道対策担当】（下水道施設課ほか） ・水道設備の被害調査、安定供給のための応急対策 ・下水道施設の被害調査、報告及び復旧に関する事項 ・下水道施設の保全及び復旧作業に関する事項
ボートレース対策部	<ul style="list-style-type: none"> 【ボートレース事業担当】 ・来場者の安全の確保及び救急・救助、避難等に関する事項 ・ボートレース対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・競走場内施設全般（場外施設含む）の被害調査及び復旧に関する事項 ・他の対策部に対する応援に関する事項
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> 【教育総務担当】（教育総務課、教育企画課） ・教育対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・学校等所管施設の被災状況調査、報告及び復旧に関する事項 ・所管する施設等の情報収集に関する事項 ・避難場所（避難集合施設）の管理等に関する事項 【学校教育担当】（学校教育課、学校支援課、学校給食課） ・学用品の供与に関する事項 ・生徒等の避難に関する事項 ・生徒等の保護に関する事項 ・生徒等の応急教育に関する事項 【公民館施設管理担当】（生涯学習文化財課） ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・所管施設における避難場所（避難集合施設）管理等に関する事項 ・住民の避難状況の報告に関する事項 【図書館施設管理担当】（近代図書館） ・近代図書館施設の被災状況調査、報告及び復旧に関する事項
消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> 【消防担当】（消防総務課、予防課、警防課、情報指令課） ・消防対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防相互応援協定による応援に関する事項 ・ 住民等の避難誘導に関する事項 【消防団担当】（地域消防課） ・ 水（消）防団に対する出動命令に関する事項 【救急・救助担当】（消防署） ・ 災害時における救急・救助及び消火に関する事項 ・ 水（消）防活動に関する事項
各支部（市民センター）	本庁各対策部の分掌事務に準じ、処理すべき事項
構成員（議会事務局、スポーツ局、行政委員会等）	各対策部、対策支部を支援に関する事項（総務対策部の指示による）

※各対策部の構成課等の細部は、「唐津市災害対策本部規程」（平成17年規程第17号（平成19年6月1日））に準拠する。

(5) 市現地対策本部の設置

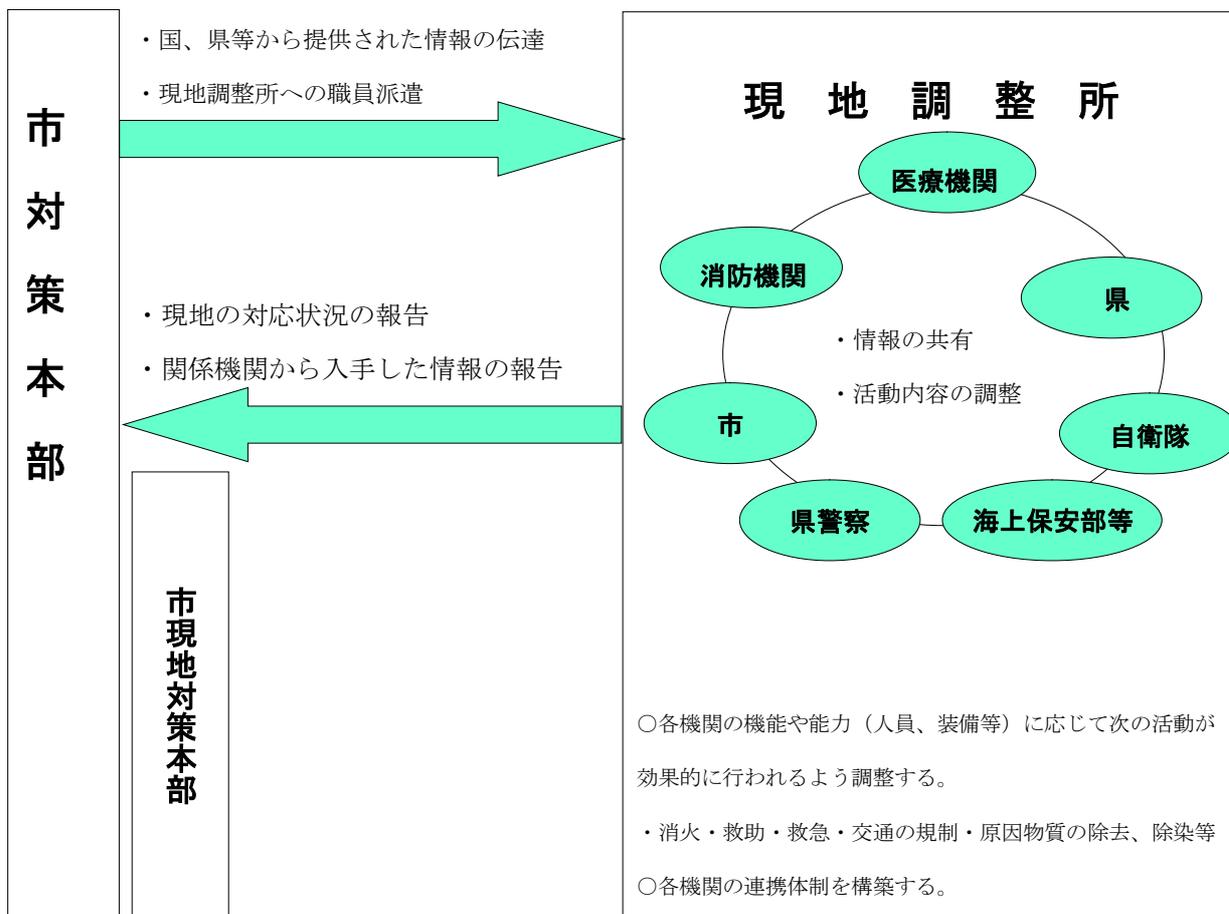
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市の現地対策本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整するため、市現地対策本部に現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【市対策本部と現地調整所との関係】



《参考》現地調整所の性格

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
 - ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(ア) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(イ) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(ロ) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(エ) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(オ) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、60MHz防災行政無線システム及び280MHzデジタル同報無線システムや全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）インターネット、行政放送、LGWAN（総合行政ネットワーク）、消防用無線系等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部（現地調整所）、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

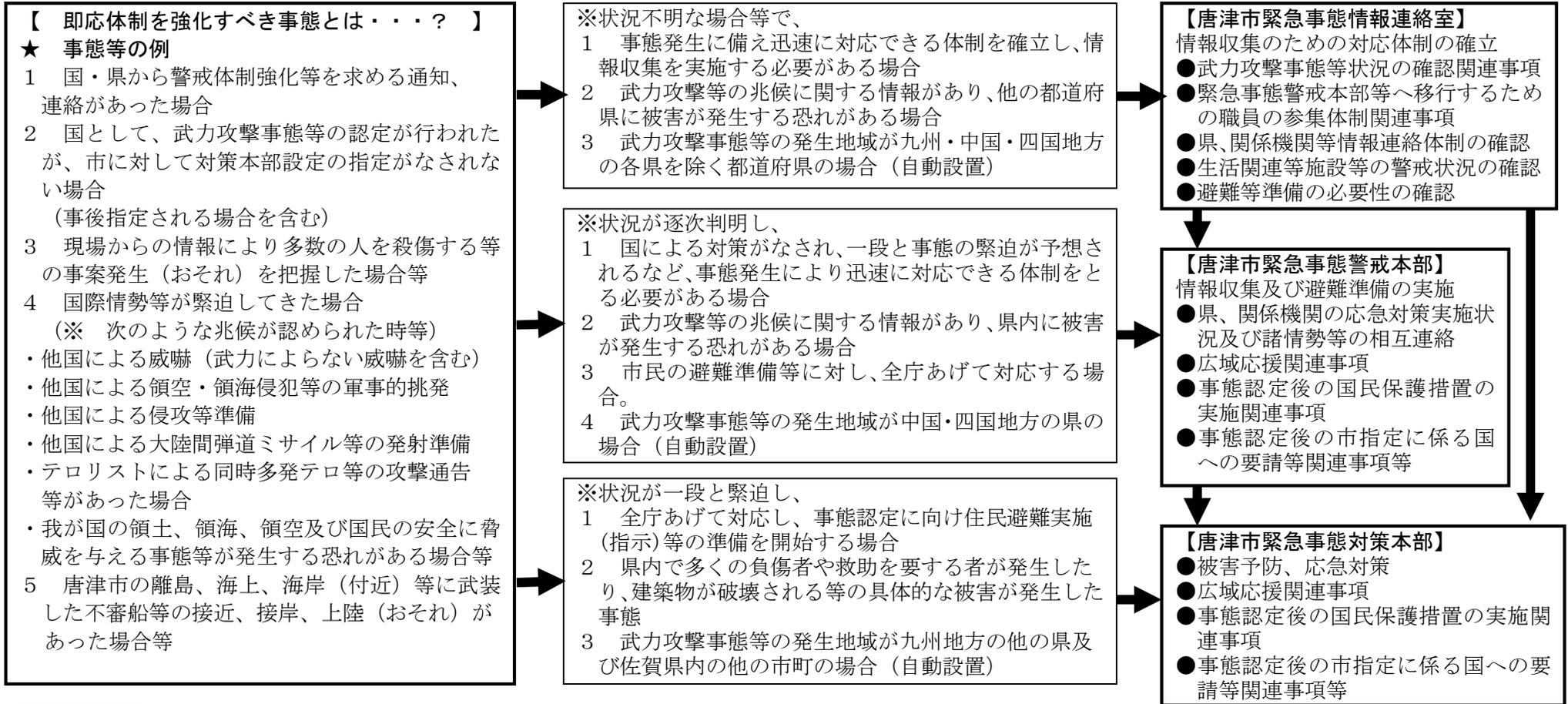
(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

国が、唐津市に対し事態認定をしていない場合の唐津市の対応（概要）
（他の都道府県に対し事態認定がなされている場合も含む）



《参考》

※ 災害対策基本法で定められている災害とは、自然災害及び大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等をいい、事態認定に至らないような小規模なテロリズムや、原因不明の突発的な多数の死傷者の発生事案の場合等は、災害対策基本法が適用されることもありえる。

国が、唐津市に対し事態認定をした場合の唐津市の対応（概要）

【 認定される事態とは 】（武力攻撃事態対処法）

・次に示す事態等において、国が国民保護対策本部を設置すべき市として唐津市を指定した場合

1 武力攻撃事態等の場合

(1) 武力攻撃事態の場合

●我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(2) 武力攻撃予測事態の場合

●武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

2 緊急処理事態の場合

●武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で国家として緊急に対処することが必要なもの。

【唐津市国民保護対策本部】

（法第27条）

★市の区域に係る国民保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

1 国、県、関係機関との連携

2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施

【唐津市国民保護現地対策本部】

●対策本部の事務の一部を行う

※状況により設置

《参考》

※国は、武力攻撃事態等に至り「対処基本方針」の中に国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市の指定等を定め、閣議決定する。

（法第25条）

※都道府県知事及び市町村長は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村として指定するよう要請することができる。

（法第26条）

【国民保護措置のための市の活動体制】

事態認定		事態認定前			事態認定後
名称		緊急事態情報連絡室	緊急事態警戒本部	緊急事態対策本部	国民保護対策本部
本部設置基準	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 1 状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 3 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合 1 状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど事態発生に、より迅速に対応できる体制をとる必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合 3 市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合 4 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 5 その他、総務部長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合 1 状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合 2 市・県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合 3 九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、市長が設置の必要があると認める場合	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合	
本部設置目的	1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施	1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施	1 迅速な災害対処 2 情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃等に対する適切な措置の実施	国・県及び関係機関等と一体となった武力攻撃等に対する迅速な国民保護措置の実施	
設置場所	災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）	
発令者	危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	
組織の構成	長	危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））
	構成員の基準	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第1警戒）と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様
主要活動内容	1 情報収集 ・武力攻撃等の兆候に関する情報 ・被害発生のおそれに関する情報 ・政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）の状況 2 連絡調整 ・県及び関係機関等との連絡調整 3 緊急事態情報連絡室長が命じた事項等	1 情報収集 ・武力攻撃等の兆候に関する事項 ・被害発生のおそれに関する情報 ・対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況 2 警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項 3 連絡調整 ・県及び関係機関等との連絡調整 4 緊急事態警戒本部長が命じた事項	1 被災者の救難、救助、保護 2 国、県、関係機関との連携 3 情報収集 ・武力攻撃等状況 ・武力攻撃等災害状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報 ・県庁、関係機関等の緊急事態対策活動状況 4 警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項 5 県及び関係機関等との連絡調整 6 緊急事態対策本部長が命じた事項	1 国、県、関係機関との連携 2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施 3 国民保護対策本部長が命じた事項	
備考	※ 各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部勤務要領マニュアル」による。				

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部等との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

市は、必要に応じ、市対策本部（又は市現地対策本部）と県（国）の現地対策本部との合同会議開催を県に要請し、県（国）との情報共有等に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員の所属する部隊を通じて、西部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。
- (3) 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

【自衛隊の部隊等の派遣の要請に当たり明確にすべき事項】

- 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容（※）
- 4 その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導
（救助を必要とする対象人員数及び内訳（特に、高齢者、障がい者（児）等救助に当たり配慮を必要とするもの等）、誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

4 他の市町長等への応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難

所等に臨時に設置される市ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

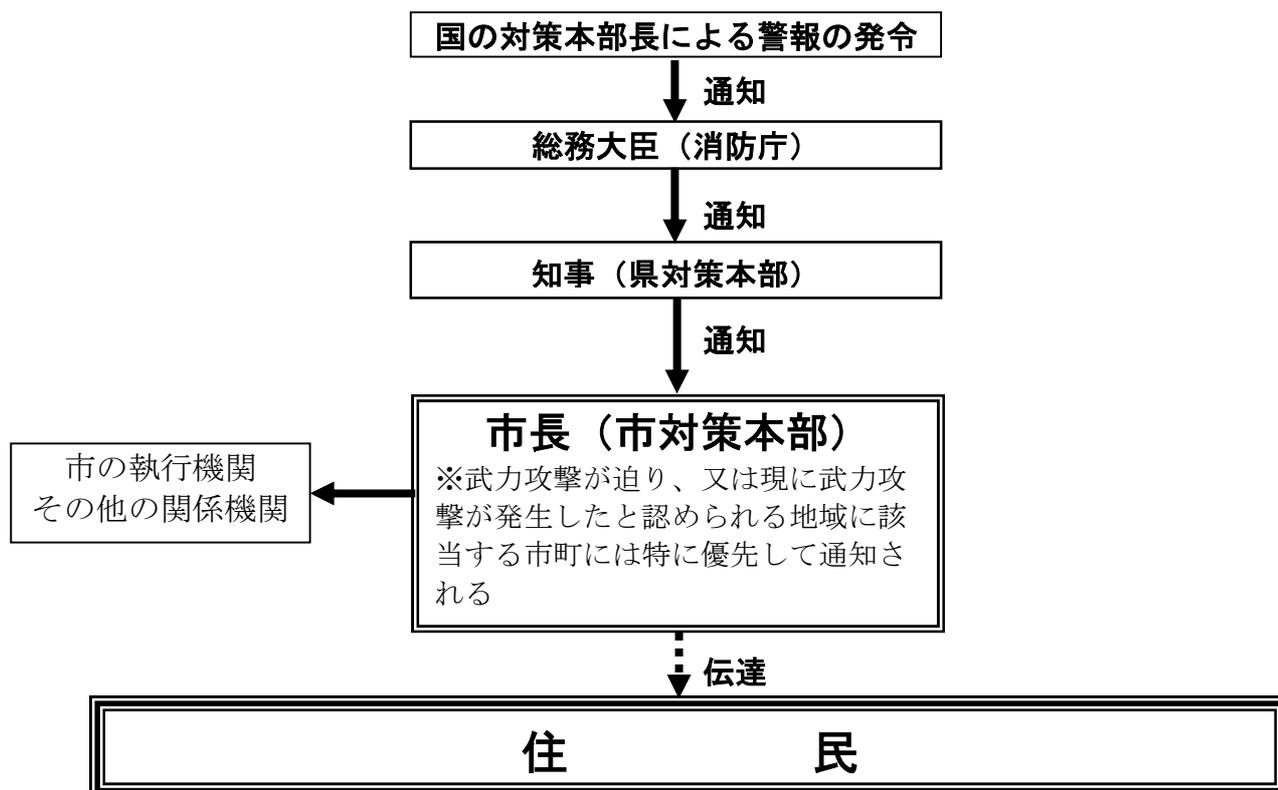
市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.karatsu.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。

関係機関への警報の通知・伝達経路は、次のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※【国が定めたサイレン】

平成17年7月6日付け閣副安危第281号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて(危機管理監決裁)の決定」通知で示されたサイレン

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部、消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者(児)、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で個別避難計画を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

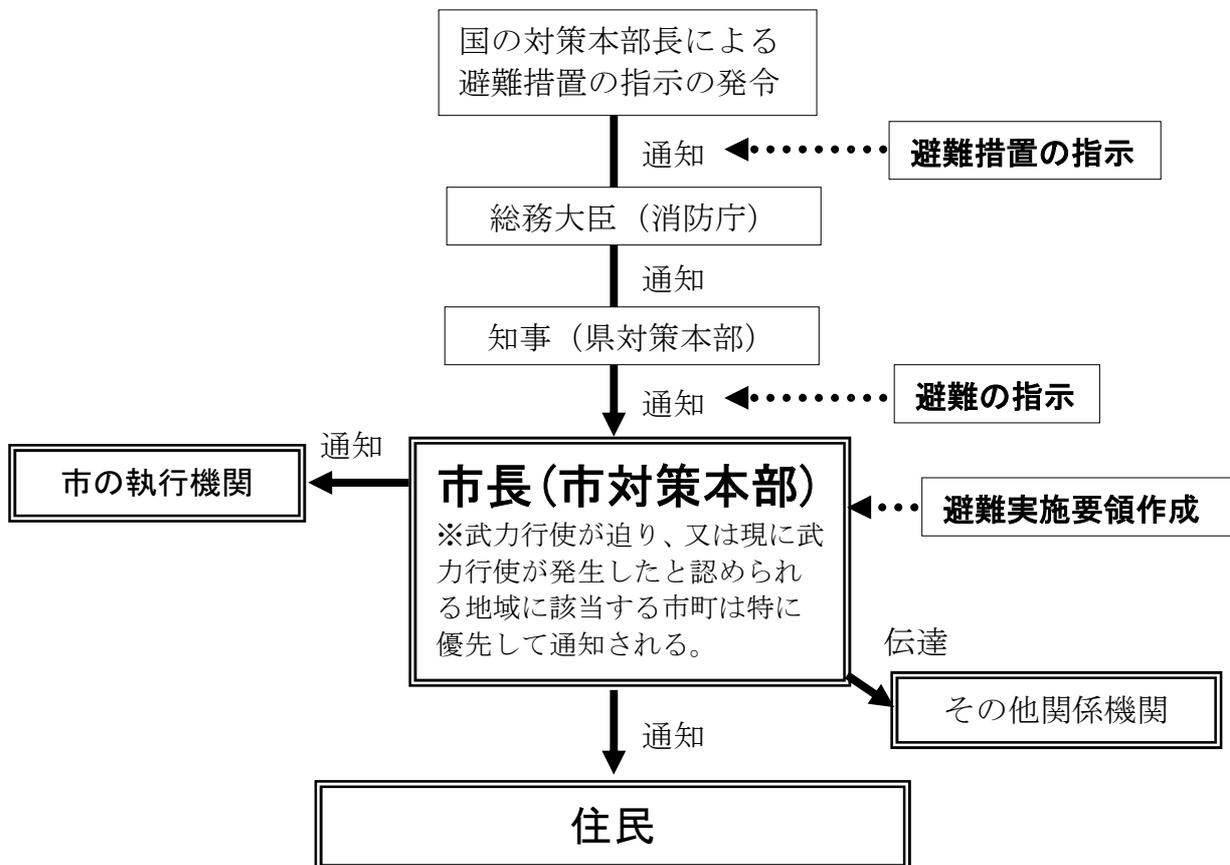
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項等）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【県国民保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要支援者の避難方法の決定（個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

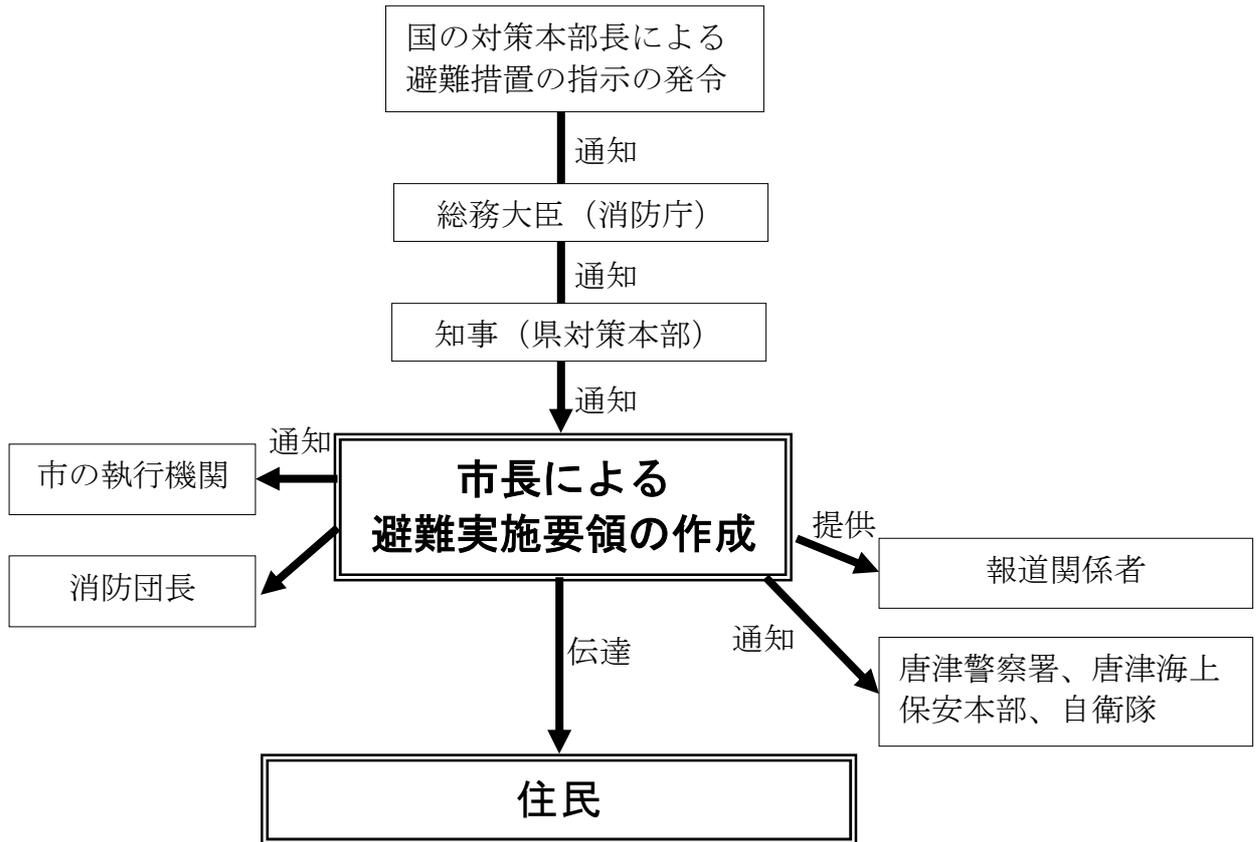
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、消防団長、唐津警察署長、唐津海上保安部長及び自衛隊佐賀地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難実施要領の例

(1) 避難実施要領の例

【資料編】 ● 「避難パターン」に示す。

(2) 唐津市における避難パターン等

ア 市は、武力攻撃災害（おそれ）等に対応し、住民の生命、身体の安全等を確保するために、市の国民保護措置と県及び関係機関との連絡・調整等の連携を容易にするため、避難実施要領のパターン作成の基礎となる避難パターンを定める。

イ 避難パターンは、住民が緊急的な避難措置として行う近傍避難から、大規模な武力攻撃災害に備えた、市、県、国規模での大規模避難に至るまでを想定し作成する。

ウ 離島における避難は、避難のための緊急移動手段の確保が困難なことを想定し、島民に対する避難の方法の周知徹底を図るとともに、当初各離島のそれぞれの港に住民を集合させ、事後船舶輸送を主体として計画する。

船舶輸送を伴う場合の一例としては、市、県、国規模で行う大規模避難の場合は直接指定避難場所の港に直行し、避難が比較的小規模の場合は、離島近傍の本土の港に移動して、これらの港に到着以降の避難要領は、本土住民避難に準じて避難する場合等がある。

【離島における避難対応の基本】

市は、県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、県対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めていた避難実施要領のパターンを基に、県警察、唐津海上保安部その他の関係機関の意見を聞いて、避難実施要領を定める。
 （「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

エ 避難行動要支援者対策としては、健康上考慮しなければいけない住民を優先し、ドクターヘリ等の要請を実施する等の避難処置を講じる。

オ 避難実施要領パターン作成等の細部は、あらかじめ別途「避難マニュアル」を作成する。

カ 武力攻撃事態等における避難パターン

キ 避難所

【資料編】 ● 「避難施設一覧表」

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 消防事務の委託を受けている玄海町との連携

ア 市は、玄海町と「委託者と唐津市における消防に係る事務の委託に関する規約（H17. 1. 1）」に基づき相互に連携する。

（非常備、消防水利施設の設置及び維持に関する事務を除く。）

イ 市は、避難住民の誘導にあたり、平素から唐津市及び玄海町相互の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等について、十分な調整を行い、作成する。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者（児）等への配慮

市長は、高齢者、障がい者（児）等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者（児）団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、市は、「個別避難計画」を策定し、当該計画に沿って対応を行う。

《参考》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安感の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

《参考》指定地方公共機関による運送の実施（法第71条第2項）

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

1 救援活動

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援の措置の補助を行う。

※参考情報 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救

援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

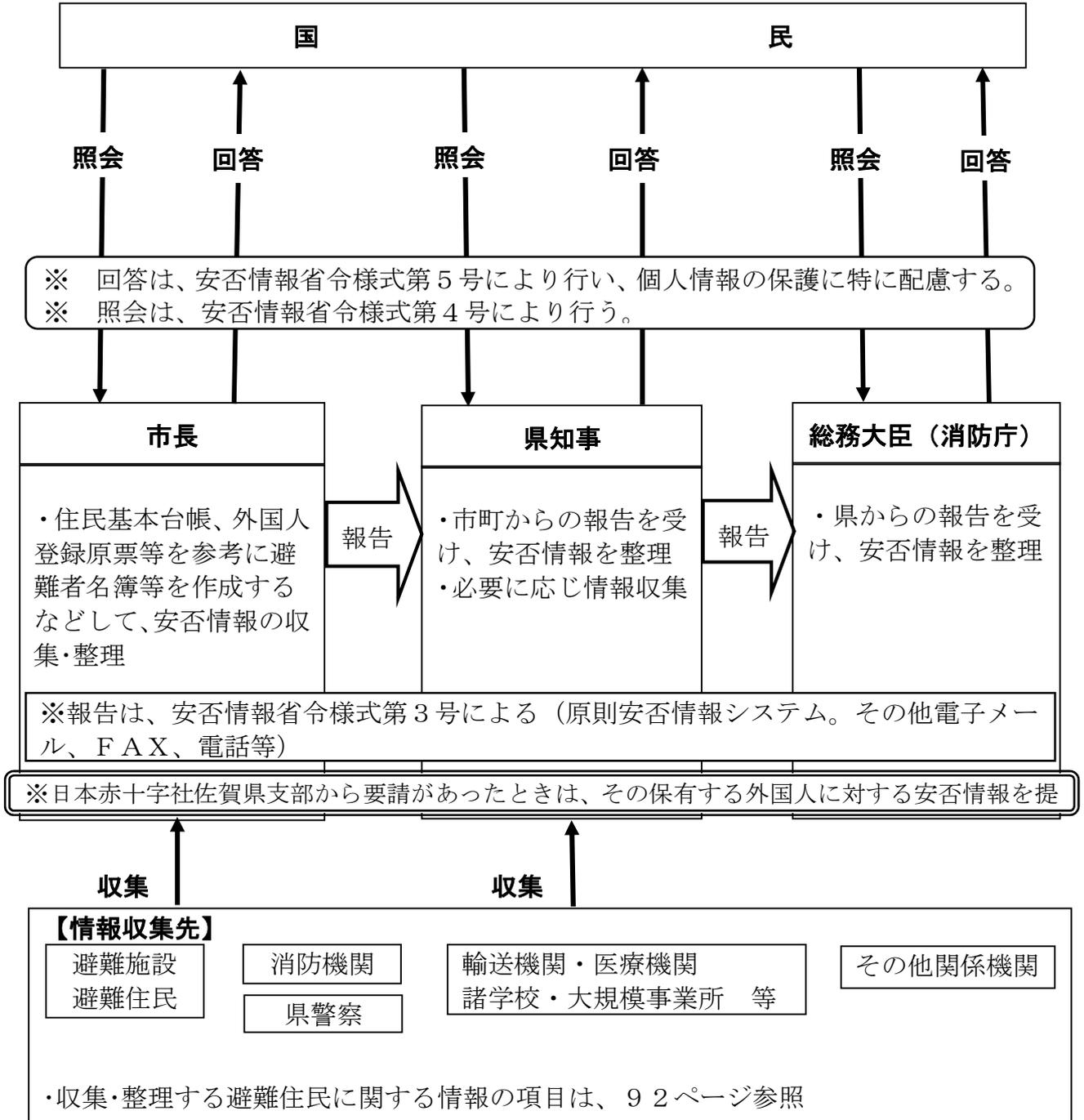
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供に当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

【 安否情報の収集、整理及び提供の流れ 】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(4) 収集・整理する避難住民に関する情報の項目

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

① 氏名	⑩ 現在の居所
② フリガナ	⑪ 連絡先その他必要情報
③ 出生の年月日	⑫ 親族・同居者からの照会があれば、上記①～⑩を「回答」、「回答希望しない」を選択
④ 男女の別	
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	⑬ 知人からの照会があれば、上記①、⑦、⑧を「回答」、「回答希望しない」を選択
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	⑭ 上記①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、「同意する」か「否」か選択
⑨ 負傷又は疾病の状況	

《死亡した住民に関する情報（上記①～⑦に加えて）》

⑮ 死亡の日時、場所及び状況
⑯ 遺体が安置されている場所
⑰ 連絡先その他必要情報
⑱ 上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、「同意する」か「否」か選択

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の必要事項を、原則として総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等に

おける安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により報告する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合には、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付するものとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面で提出することができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の

手続きその他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日付け消防国第22号。消防庁国民保護室長通知）」の留意事項に留意しながら、実施する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地対策本部（現地調整所）を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険

性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地対策本部（現地調整所）における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示して、広報者等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安本部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 損失補償

市長は、国民保護法に基づく土地等の一部仕様等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

4 消防に関する市が行う措置等

(1) 県警察等との連携

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の

下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市が被災地以外の場合は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令第29条）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記第2項【措置】の(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

第1編第4章第10項のとおり、市には、石油コンビナート等関連施設が所在する。石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施（国民保護法第107条）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地対策本部（現地調整所）を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地対策本部（現地調整所）から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、衛生薬業センターにおいて消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖

	対象物件等	措置
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

5 武力攻撃原子力災害への対処

国の基本指針を踏まえ、原子力発電所については、本編 第7章 第3 1「生活関連等施設の安全確保」等に関する措置も講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「唐津市地域防災計画」（第4編 原子力災害対策）及び「佐賀県地域防災計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑みた必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 基本的事項

ア 基本的考え方

(ア) 特別な配慮

市は、玄海原子力発電所から約0.5Kmの所に鎮西町が、約2Kmの所に

肥前町が隣接している。

また、玄海原子力発電所から5Km（PAZ）圏内に4,057名（令和3年4月1日現在）、約5～30Km（UPZ）圏内に115,284名（令和3年4月1日現在）の住民が居住している。

UPZ圏内には、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島を有する。これらの特性は、住民の生命、身体及び財産を保護するうえで重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別な配慮を必要とする。

(イ) 地域防災計画（第4編 原子力災害対策）に準じた措置の実施

市長は、知事と連携し、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「唐津市地域防災計画」（第4編 特殊災害対策）及び「佐賀県地域防災計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

イ 県（国）の対策本部等との緊密な連携

(ア) 法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、知事は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難、放射線量の測定その他情報の収集等の応急対策を実施することとされている。

(イ) 市長は、国対策本部及び県対策本部と緊密に連携しオフサイトセンターへの職員派遣、関係機関に対する専門職員の派遣要請等を行い、正確な情報の収集・伝達を行う等対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、市をはじめ、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関とともに、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策の実施に万全を期すものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

ア 関係機関との連携

市長は、平素から原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等を想定し、県、国、原子力事業者、その他防災機関と武力攻撃事態等に備えた相互の連携体制の整備に努める。

イ 環境放射線モニタリング体制との連携強化

市長は、知事が実施する、県防災計画の定めにより平常時の環境放射線モニタリング体制の整備に協力するとともに、原子力発電所への武力攻撃事態等も想定して、平常時から緊急時モニタリング要員の確保、観測機器等操作

の習熟など緊急時モニタリング体制の整備に協力する。

特に、原子力発電所周辺に設置してあるモニタリングポスト等観測機器は、武力攻撃等の発生により破損することも考えられることから、移動可能な環境放射線モニタリング装置の点検・整備等の措置に協力する。

ウ 県被ばく医療体制との連携強化

市長は、知事が実施する、県防災計画の定めにより別に定めた「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」に基づく活動と連携し、訓練などを通じ平素の体制の連携確認に努める。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、国、県、近隣県の医療機関に対し、被ばく者の受け入れを要請することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努めるものとする。

エ 安定ヨウ素剤等の備蓄等

市長は、武力攻撃原子力災害の発生による、放射性ヨウ素の放出に備え、予防的に服用すれば、体内への放射性ヨウ素の蓄積を防ぐことができる安定ヨウ素剤について、市防災計画に基づく備蓄と相互に兼ねて備蓄するものとする。

オ 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施

市長は、知事及び関係機関等と連携し、武力攻撃原子力災害への対処の重要性に鑑み、具体的な事態の想定として、原子力発電所及び周辺地域での武力攻撃事態等を想定した訓練を原子力防災訓練等と連携して、実施するものとする。

(3) 安全確保のための要請等

ア 安全確保のための要請等

市長は、原子力発電所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、知事を通して、原子力発電所の管理者に対して、次の安全確保のための措置を要請するよう求める。

(ア) 施設の巡回の実施

(イ) 警備員の増員

(ウ) 県警察及び海上保安部等との連絡体制の強化等による警備の強化

(エ) 防災体制の充実

(オ) その他施設の安全確保のために必要な措置

イ 立入制限区域の指定の要請

市長は、安全確保のため必要があるときは、知事に対し、速やかに、県公安委員会又は唐津海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立入制限区域に指定すべく要請するよう求める。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立ち入り制限区域として指定する。

ウ 原子炉の運転停止等の要請

市長は、知事に対し、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請することを求める。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を要請するよう求める。

- 「《参考》原子炉の運転停止について」 110ページ

《参考》原子炉の運転停止について

- 武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所を設置する原子力事業者（地域を定めずに、警報が発令されたときは、全ての原子力事業者）は、直ちに、代替電力の確保等原子炉の運転停止に向けた必要な措置を講ずることとされている。
- 原子力規制委員会は、武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所（地域を定めずに警報が発令されたときは、必要と認める原子力発電所）を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずることとされている。
- また、原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要するときは、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、自らの判断により直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

エ 武力攻撃等の兆候の通報

原子力事業者は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合は、直ちに知事、玄海町長、関係消防長、関係警察署長及び唐津海上保安部長に通報するよう努めることとされている。

(4) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

ア 原子力管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、直ちに周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡するとともに、併せて、専門家の招集体制の整備及び現地への迅速な派遣に必要な移送手段等の事前の調整等について、県防災計画で定める例により関係機関等に連絡することとしている。

- 「《参考》原子力防災管理者による通報」 111 ページ

《参考》原子力防災管理者による通報

原子力災害対策特別措置法（原災法）第10条では、一定基準以上の放射線量が検出されたことその他の事象（特定事象）の発生を要件として、原子力防災管理者の通報義務を定めているが、有事においては、初動の迅速性の確保が特に必要であるため、国民保護法では、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出される場合に加え、放出する「おそれ」がある場合についても、原子力防災管理者に通報義務を課している。

この場合、原子力防災管理者は次に定める機関にそれぞれ通報することとされている。

- 1 原子力発電所からの放出又は放出するおそれがある場合
 - (1) 原子力規制委員会
 - (2) 知事
 - (3) 所在市町長
 - (4) 関係隣接県知事
- 2 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放出又は放出するおそれがある場合
 - (1) 原子力規制委員会及び国土交通大臣
 - (2) 知事
 - (3) 当該事実が発生した場所を管轄する市町長

また、指定行政機関の長（原子力規制委員会）が放射性物質又は放射線が放出又は放出されるおそれがあると認めた場合（原子力事業者及び知事等より先に把握した場合）は、指定行政機関の長は、次に定める機関に通知することとされている。

- ア 知事
- イ 所在市町長
- ウ 関係隣接県知事

※ なお、指定行政機関の長は、原子力防災管理者又は知事から通報を受けた場合、若しくは自ら把握した場合は、直ちに国の対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知することとされている。

イ 知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行うこととされている。また、併せて、上記アにより関係機関等に連絡することとされている。

(5) 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び知事による通知等

ア 国の対策本部長による公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次の事項を公示しなければならないこととされている。

- (ア) 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域（応急対策実施区域）
- (イ) 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- (ウ) 上記(ア)、(イ)の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

《 参 考 》

国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示は、原子力災害対策特別措置法15条第2項に規定する「原子力緊急事態宣言」に相当するものである。

イ 知事による公示の通知

国の対策本部長が公示した場合、知事へは警報の通知と同様に、総務大臣（消防庁）を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、県国民保護計画本編第4編第1の2（1）の警報の通知に準じて、次の関係機関に当該公示の内容を通知する。

- (ア) 市町長
- (イ) 放送事業者その他の指定地方公共機関
- (ウ) 県の執行機関（本庁の知事部局）

- (エ) 県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等）
- (オ) 県の関係現地機関
- (カ) 消防本部
- (キ) その他の関係機関

(6) 市長が行う放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報及び公示

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定めた連絡手段により、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。

イ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び県に通報する。

※ 実用発電用原子炉等にあつては、内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(7) 活動体制の整備

ア 現地対策本部への設置等

(ア) 内閣総理大臣は、「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報」

（以下「通報」という。）がなされた場合には、武力攻撃原子力災害への初動の迅速性の確保等の観点から、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部をオフサイトセンターに設置する、又は、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとされている。

また、国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、県や関係市町とともに、「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することと

されている。

(イ) 県では、通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対本部を設置し、県防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備することとしている。

(ウ) 市は、オフサイトセンターに市の職員を派遣して、国及び県の原子力災害体制と連携する。

イ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

(ア) 市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣して、同協議会と必要な連携を図る。

(イ) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会派遣職員により、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供・収集を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(8) 応急対策の実施等

ア 応急対策の内容

国の対策本部長が、「応急対策の実施に係る公示」（以下「公示」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮して、応急対策を実施させなければならないこととされている。

市長は、知事と連携し、国の対策本部長又は知事の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施する。

【応急対策の内容】

- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急輸送の確保に関する事項
- 7 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等

応急対策の実施に当たっては、市防災計画に定めるところにより行うものとする。なお、武力攻撃原子力災害への対処に当たり、特に重要と考える措置について、次のとおりとする。

(7) 緊急時環境放射線モニタリング測定資料の収集

市長は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、直ちに知事等が実施する平常時及び緊急時モニタリング結果の測定資料の収集を行う。

市長は、知事が保有している、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を収集する。

知事は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡することとなっている。

(4) 住民の避難等の措置

市長は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

また、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。

市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に通知する。

国の基本指針では、「住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いたうえで、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。」とされているところである。

このため、市の平時における避難実施要領のパターンの作成に当たっては、県警察の意見を聞きながら、知事が避難の指示を行う際に、自家用車等の交通手段を示す場合を想定したパターンも作成するものとし、武力攻撃原子力災害発生時の自家用車等を用いる内容の避難実施要領を迅速に策定できるよう努めるものとする。この場合において、自家用車等を保有していない者及び高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の避難行動要支援者への確な対応が図られるよう特に留意するものとする。

知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあり、その影響が離島に及ぶ又は及ぶおそれがある場合は離島住民に対し、避難を指示することとしている。この場合において、避難実施に当たっては、船艇及び航空機による住民の誘導、輸送等のため、海上保安部等、自衛隊、県警察に必要な要請を行うほか、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等に協力を求めるなどして迅速に行うものとしている。

(ウ) 安定ヨウ素剤の配布

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等については、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとされている。

(エ) 食料品等による被ばくの防止

国及び知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとされている。

(オ) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

- 1 市は、スマートフォンその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- 3 市は、自ら収集した又は指定地方公共機関等からの通知を受けた被災情報の第1報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で被災情報の第1報を県及び消防庁に報告する。
- 4 市は、第1報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について本章6項「火災・災害時等即時要領（第3号様式）」に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
- 5 市は、指定地方公共機関等からの情報収集が困難と認める場合は、職員を現地に派遣し、情報収集に努める。

また、職員は、参集途上中に、武力攻撃等災害を発見した場合は、スマートフォン等を活用するなどして、周囲の被災状況の把握に努め、映像を添えて報告するものとする。
- 6 被災情報の報告要領
 - 「火災・災害時等即時要領（第3号様式）」による。

【火災・災害時等即時要領（第3号様式）】

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 日 時	
事 故 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等 (人)	人
	不 明 人	重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 傷 人 (人)	
救 助 部 隊 の 要 否			
要 救 助 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、上記による廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要求を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために検討の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び港湾等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

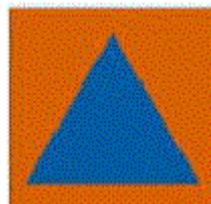
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）



（日本産業規格A7 横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

【資料編】

- 「唐津市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」
- 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」

ア 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長による交付

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義並びにその使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。